

公立大学法人福岡県立大学における公益通報等の 取扱い等に関する規則

法人規則第138号
平成26年11月25日

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人福岡県立大学（以下「本学」という。）における公益通報等（以下「通報等」という。）の適切な取扱い及び公益通報者（以下「通報者」という。）の保護に関する必要な事項を定め、不正行為等の早期発見及び是正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 「公益通報等」とは、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他不正の目的でなく、本学において法令及び本学が定める規定等に違反し、又は違反するおそれのある行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。
- (2) 「職員等」とは、本学と雇用関係のある職員、派遣契約その他の契約等に基づき本学の業務に従事する者及び福岡県立大学の大学院生、学部学生、留学生、研究生等大学で教育及び研究指導を受ける者をいう。

(通報窓口)

第3条 本学における通報等に関わる窓口（以下「通報窓口」という。）は、経営管理部長及び理事長が指名する弁護士とする。ただし、経営管理部長が通報等の事案に関係するときは、常務理事兼事務局長とする。

(総括責任者)

第4条 通報等の処理を総括するため、総括責任者を置き、副理事長をもって充てる。ただし、副理事長等が通報等の事案に関係するときは、理事長をもって充てる。

(通報等の方法)

- 第5条** 職員等は、氏名及び連絡先を明らかにした上で、通報窓口にて封書、電子メール、ファクシミリ、又は面談等により通報等を行うことができる。
- 2 職員等は、虚偽の通報、個人的利益を目的とする通報、他人を誹謗中傷する通報、不正を目的とする通報その他誠実性を欠く通報を行ってはならない。

(通報等の受付)

- 第6条** 通報窓口は、通報等を受け付けたときは、総括責任者にその内容を報告しなければならない。
- 2 通報窓口は、通報等に係わる相談を受けたときは、必要に応じて通報等の処理の仕組

み等を説明するとともに、本学に通報等の事案に対応する制度等があるときは、必要な案内、説明等を行うものとする。

(通報等の取扱い)

第7条 総括責任者は、通報窓口から通報等の報告を受けたときは、速やかにその取扱いについて検討し、明らかに是正することが必要なときは、直ちに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じるものとする。

2 総括責任者は、事実関係の調査（以下「調査」という。）が必要であると判断したときは、速やかに調査を実施するものとする。

3 総括責任者は、本学に通報等の事案に対応する制度、委員会等があるときは、必要に応じて、当該制度、委員会等への事案の移送、調査の依頼等を行うものとする。

4 総括責任者は、調査結果に基づき、必要な是正措置等を講じるものとする。

5 総括責任者は、通報等への対応について、随時、理事長に報告するとともに、通報者に対し通報窓口を通じて、通報等の取扱い、是正措置等必要な通知、連絡を行うものとする。

(協力義務)

第8条 職員等は、調査に際して協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

(公益通報委員会)

第9条 総括責任者は、通報等の処理状況等について、公益通報委員会（以下「委員会」という。）に適宜報告しなければならない。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 常務理事兼事務局長

(4) 理事長が指名する弁護士

3 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

4 委員会は、総括責任者からの報告に対し、必要に応じて再調査の実施、是正措置等の見直し、又は強化を指示することができる。

(処分等)

第10条 理事長は、次の各号に該当する職員に対し本学の規定等に基づき、必要な処分を行うことができる。

(1) 通報等に係わる法令違反、不正行為等に関与した職員

(2) 第5条第2項に規定する不正な通報等を行った職員

(3) 通報等の処理に際して個人情報等を他に漏らした職員

2 理事長は、通報等に関して、必要に応じて公表又は関係機関に対し協議を行うものとする。

(関係者の排除)

第11条 理事長は、通報等に関係する職員等をその処理に関与させてはならない。

(通報者等の保護)

第12条 理事長は、通報等を行ったことを理由に、通報者に対し解雇（派遣契約その他の契約等に基づき本学の業務に従事する者にあつては、契約等の解除）、減給、降格その他不利益な取扱いを行ってはならない。

第13条 職員等は、通報等を行ったこと、調査に協力したことなどを理由に通報等に関係した職員等に対して嫌がらせ、不利益な取扱いをしてはならない。

(個人情報の保護等)

第14条 通報等の処理に係わる職員等は、関係者の名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮するとともに、通報等の内容、調査から得られた個人情報等の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(通報等の取扱いに関する周知)

第15条 総括責任者は、通報等の方法、通報窓口その他通報等に必要な事項を職員等に周知しなければならない。

(規則の準用)

第16条 職員等以外の者からの通報等については、この規則を準用する。

(事務)

第17条 通報等の取扱い等に関する事務は、経営管理部において行う。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、通報等の取扱い等に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月25日から施行する。